

令和7年

## 第9回選挙管理委員会定例会

日 時	令和7年8月7日(木) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室(大会議室)
付議事件	議案第64号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求める ことについて
	議案第65号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について
	議案第66号 選挙人名簿から抹消すべき者について
	議案第67号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について
	議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者について



議案第 64 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 7 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

## 専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月20日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

## 記

投票立会人の選任の変更について

## 投票立会人の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第49号 投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第65号

一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について

一関市選挙執行規程（平成17年一関市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月7日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

改正前	改正後
<p>別表第4（第33条関係） 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額</p> <p>1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 (4) 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき12,000円 (5) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円 (6) 茶菓料 1日につき500円</p> <p>2 略</p> <p>3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃_____及び車賃 1の(1)、(2)及び(3)に掲げる額 (2) 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき10,000円</p> <p>4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額 (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円</p>	<p>別表第4（第33条関係） 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額</p> <p>1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1)・(2) 略 (3) <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> (4) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 (5) 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき23,000円 (6) 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円 (7) 茶菓料 1日につき1,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 1の(1)から(4)までに掲げる額 (2) 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき20,000円</p> <p>4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額 (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円</p>

<p>(2) 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者 1日につき <u>15,000円</u></p> <p>(3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき <u>15,000円</u></p> <p>(4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき <u>15,000円</u></p>	<p>(2) 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者 1日につき <u>20,000円</u></p> <p>(3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき <u>20,000円</u></p> <p>(4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき <u>20,000円</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和7年8月7日から施行する。

議案第66号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和7年8月1日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和7年8月7日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 7 月 20 日 現在）の名簿登録者数 (A)		44,366	47,043	91,409
抹 消 者	死亡（7 月 31 日 まで）	33	26	59
	転出後 8 月 1 日 までに 4 箇月を経過した者 （令和 7 年 3 月 31 日 までに転出した者）	220	228	448
	計 (B)	253	254	507
今回（令和 7 年 8 月 1 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		44,113	46,789	90,902

議案第67号

在外選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

令和7年8月7日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

抹消事由：国内の市町村において新たに住民票が作成されて4ヶ月が経過

氏名	生年月日	性別	国外転出前 最終住所	経由領事官の名称	国内で住民票が 作成された日
[Redacted]					

議案第 68 号

在外選挙人名簿に登録する者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の2第3項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

令和7年8月7日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

最終住所地登録該当者

氏名	生年月日	性別	最終住所	経由領事官 の名称
[Redacted]				

在外選挙人名簿登録者数（令和7年8月7日現在）

区 分	男	女	計
令和7年3月3日現在登録者数	27	26	53
今回登録者数	0	1	1
今回抹消者数	0	1	1
令和7年8月7日現在登録者数	27	26	53

在外選挙人名簿登録者数の国別内訳（令和7年8月7日現在）

国 名	人 員
イタリア共和国、スペイン王国、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク王国、パラグアイ共和国、ニュージーランド、タイ王国、マレーシア、ベトナム社会主義共和国	10ヶ国×1人=10人
英国、アルゼンチン共和国、インドネシア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、フィリピン共和国	6ヶ国×2人=12人
オーストラリア連邦	3人
カナダ	4人
アメリカ合衆国	8人
ブラジル連邦共和国	16人
合 計	53人